

地方公務員災害補償基金の保有する情報の公開に関する規程第22条第1項第3号に定める基金の出資又は拠出に係る法人その他の法人に関する基礎的な情報について

1 基金の出資又は拠出に係る法人の名称

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

2 当該法人の業務と基金の業務との関係

(一財)地方公務員安全衛生推進協会は、地方公務員の安全と健康の確保、快適な執務環境の形成、その他の安全衛生に関する施策についてのノウハウの開発提供、人材育成、広報啓発等に関する事業を行い、もって公務災害を未然に防止し、地方公務員の福祉の向上を図るとともに、地方行政の能率的な運営の確保と地域住民の福祉の向上並びに地域社会の健全な発展に資することを目的として、様々な事業を実施している団体である。

基金は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならないとされていることから、公務災害を未然に防止するための様々な事業を実施している当該協会に、委託及び援助を行っている。

3 基金との重要な取引の概要

(令和2年度実績 114,918千円)

【委託事業】

- ・メンタルヘルス対策サポート推進事業 他2件

【援助事業】

- ・「メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業」の実施
- ・「メンタルヘルスマネジメント実践研修会」の開催
- ・「重大公務災害防止対策セミナー」の開催 他12件

4 当該法人の役員であって基金の役員を兼ねている者の氏名及び役職

井筒 宏和

(地方公務員災害補償基金 理事)

(一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 理事)

5 (参考) 当該法人のウェブサイト

<http://www.jalsha.or.jp/>